

第1号様式

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

年 月 日

申請書裏面に記載されている内容を確認の上、必ず✓してください。
✓が漏れていると、支給ができません。

この申請書を書いた
日付を記入

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

年 月 日

申請者
(保護者等)

住所

〒221-0057
横浜市神奈川区青木町〇〇—〇〇
※神奈川県は省略可

ふりがな

かながわ いくお

氏名

神奈川 育夫

高校生等との関係

☒親権者(父)
☐未成年後見人
☐主たる生計維持者
☐その他()

☐親権者(母)
☐未成年後見人である
☐高校生等本人
()

申請者
以外の
保護者等

住所

〒221-0057
横浜市神奈川区青木町〇〇—〇〇
※神奈川県は省略可

ふりがな

かながわ いくこ

氏名

神奈川 育子

高校生等との関係

☐親権者(父)
☐未成年後見人
☐その他()

☐親権者(母)
☐未成年後見人である
☐高校生等本人
()

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする(以下同様)。

次の4つのうちいずれかの□に✓を記入してください。

☐生活保護受給世帯

☐非課税世帯

☒家計急変世帯

☐専攻科

【1】対象となる高校生等について

ふりがな

かながわ まなぶ

氏名

神奈川 学

生年月日

平成 年 月 日

在学する学校

学校の名称

私立

学校コード※学校使用欄

課程

☐全日制

☐通信制

☐定時制

☐専攻科

在学期間

年 月 日～ 年 月 日

過去の
高等学校等
における在学期間

学校名

年 月 日
～
年 月 日

課程

在学
なし 1回 2回 3回
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

認定基準日に在学している
(いた)学校について記入

在学中であれば、在学期間
の末尾は記入不要です。

【2】保護者等の収入等の状況について

(1)生活保護受給世帯

①

☐

生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

②

☐

対象となる高校生等の個人番号カード等の写しを提出します。

(2)非課税世帯等(又は家計急変世帯)

次の者の ☐ 課税証明書等を提出します。

※(専攻科のみ) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が105,500円以上264,500円未満で3人以上の子を扶養する場合は、【2】(3)の扶養親族申告書を併せて提出します。

☐ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等)を提出します。

※個人番号カード等の写しを提出する必要はありません。

☒ 家計急変の状況の確認書類を提出します。

裏面の
<留意事項>
を必ず確認
してください

①

☒

親権者(両親)2名分

②

☐

親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)

③

☐

未成年後見人()名分

④

☐

高校生等の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名

⑤

☐

主たる生計維持者1名分

⑥

☐

高校生等本人

(2)①から⑥まで、
又は(4)①のいづれ
かにチェックしてくだ
さい。

(3)(専攻科のみ)3人以上の子を扶養している状況が次に該当するので扶養親族申告書を提出します。

①

☐

生計維持者との続柄が子の者が3人以上のもの。あるいは、扶養している生計維持者よりも年長者ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でない者が3人以上
※年長者でなければ生計維持者の叔父、叔母(生計維持者の弟、妹)を扶養していれば子に含まれます。

(4) 次の理由により、個人番号カード等の写し及び課税証明書等を提出しません。

①

☐

所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

【3】振込先口座

金融機関名

〇□

銀行・信用金庫
信用組合・農協

金融機関コード

5 6 7 8

××

本店・支店
本所・支所
出張所

支店コード

0 1 4

預金
種目

普通 当座
貯蓄

口座番号

1 2 3 4 5 6 7

口座名義人
(申請者)

※カタカナで記入してくだ
カナガワ イクオ

振込先口座を記入
※ 申請者、申請者以外の保護
者等、対象となる高校生等以外
の口座名義の場合は委任状(権
限委譲用)が必要です。

<県使用欄>

☐ 生業扶助
(52,600円)

☐ 全日制・定時制
(152,000円)

☐ 通信制
(52,100円)

☐ 専攻科(非)
(52,100円)

☐ 専攻科(2)
(10,420円)

☐

未済額(円)

学校振込額(円)

個人振込額(円)

裏面の【4】誓約・委任欄及び留意事項も
必ずご確認ください

【4】誓約・委任欄

(共通)

- ・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
 - ・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
 - ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※家計急変世帯対象給付は認定基準日現在
- ・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に**

<注意>

【４】誓約・委任欄の内容と＜留意事項＞は必ずお読みください。

※ 委任・誓約をしたにもかかわらず、記載内容と事実が異なると発覚した場合は、支給決定は取り消され、返還が求められます。

(非課税)

- ・【1】で措置さ
※家計
- ・課税証
等の写

【申請者又

- ・対象と関係で

による生業扶助を

号カード

の関係と同等の

＜留意事項＞

【2】保護者等の収入等の状況について の(2)に該当する方は、次の表の内容に従って、該当する番号の□に✓をつけてください。

	親権者（両親）2名分 ① ・ 高校生等が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 ※ 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください
	親権者1名分（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。） ② ・ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・ 親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
	未成年後見人 ③ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く
	高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名 ④ 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合
	主たる生計維持者1名分 ⑤ ・ 高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・ 高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・ 高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
	高校生等本人 ⑥ ・ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など

様式B 記入例

給与所得者用

給 与（見 込）証 明 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

勤務先で作成した場合は
押印をしてください。

事業主(雇主)住所

事業主(雇主)名

印

次のとおり証明します。

氏 名	神奈川 育夫	職務内容 ○○職
-----	--------	----------

急変までの実績額及び急変後の見込額を記載してください。(単位:円)

		急変月 ※家計が急変した月に○	総支給額	交通費等非課税額
年	給 与 等	1月支給	180,000	5,000
		2月支給	180,000	5,000
		3月支給	180,000	5,000
		4月支給	180,000	5,000
		5月支給 ○	120,000	5,000
		6月支給	120,000	5,000
		7月支給	125,000	5,000
		8月支給		
		9月支給		
		10月支給		
		11月支給		
		12月支給		
	賞 与 等	6月支給 実績 見込	80,000	
		12月支給 実績 見込		

※ 日給(時給)の場合は、「総支給額」にその月の支給合計額を記載してください。
※ 賞与等が支給見込で金額が確定していない場合は、未記入としてください。

総支給額から交通費等非課税額の各月の
合計額を記載してください。

$(180,000 - 5,000) \times 4 = 700,000$
 $(120,000 - 5,000) \times 2 = 230,000$
 $(125,000 - 5,000) \times 1 = 120,000$
合計 1,050,000円

(A) 給与等合計 (交通費等非課税額除く)	1,050,000円
(B) 給与月額平均 (交通費等非課税額除く)	(A) の平均 150,000円
(C) 年額換算	(B) $\times 12$ 1,800,000円
(D) 賞与等合計 (交通費等非課税額除く)	80,000円

合計 $1,050,000 \div 7 = 150,000$ 円

課税標準(見込)額	(C) + (D) 1,880,000円
-----------	-------------------------

※令和7年1月から申請日の前月(家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月)まで記載してください。

注意:申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当でなくなった場合は速やかに県までご連絡ください。

様式C 記入例

個人事業者用

収入（見込）申告書

年 月 日

税理士または公認会計士
が作成した場合は押印を
してください。

収入総額・経費ともに、
様式C 別添の各種類ご
との所得 各月の合計と
一致させてください。

申請者住所

氏 名

印

収入について次のとおり記載します。

個人事業者の方の場合、複数の所得がある場合が多いです。所得種
類ごとに内訳を「様式C 別添」で作成ください。（事業所得、不
動産所得、利子所得、配当所得、業務に係る雑所得）

急変までの実績額及び急変後の見込額を記載してください。

年	急変月 ※家計が急変した月に○		収入総額		経費		(円)
	1月支給	2月支給	3月支給	4月支給	5月支給	6月支給	
年	1月支給		1,000,000	800,000	200,000		
	2月支給		900,000	800,000	100,000		
	3月支給		850,000	750,000	100,000		
	4月支給		900,000	800,000	100,000		
	5月支給		1,000,000	850,000	150,000		
	6月支給		960,000	850,000	110,000		
	7月支給		900,000	813,000	87,000		
	8月支給	○	300,000	252,000	48,000		
	9月支給		1,000,000	350,000	50,000		
	10月支給						
	11月支給						
	12月支給						

※ 必要経費内訳が確認できる帳簿等のコピーを必ず提出してください。また、所得の種類が複数ある場合は、その内訳が分かるよう、「様式C 別添」についても作成・提出ください。

年		課税対象助成金内訳※	
(A) 差引手取収入合計	945,000円	差引手取収入の各月を合計して記載 してください。 200,000+100,000+100,000+100,000+ 150,000+110,000+87,000+48,000+ 50,000=945,000 合計 945,000	
(B) 差引手取収入平均	(A) の平均 105,000円		
(C) 年額換算	(B) ×12 1,260,000円		
(D) 課税対象助成金合計	200,000円		

※ 課税対象助成金：小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金 等

課税標準（見込）額	(C) + (D) 1,460,000円
-----------	-------------------------

※令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）まで記載してください。

注意：申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当でなくなった場合は速やかに県までご連絡ください。

○高等学校等奨学給付金（家計急変世帯）における年収推計

様式C 別添 記入例

この様式は、自営業等である保護者等に家計急変事由が生じ、家計急変支援の審査を行うにあたり収入証明書類として帳簿を提出する際に使用するものです（山林所得を除く）。対象者は、この様式とともに、帳簿の写しを提出してください。

上記のほか、恒常的な所得がある場合についても、この様式とともに、金額が確認できる書類の写しを提出してください。

生徒氏名：〇〇 〇〇

収入証明書類の提出月数3 か月分

所得の種類①事業所得

家計急変者氏名：〇〇 〇〇

家計急変者
生年月日：1958/1/1

家計急変事
由発生日：2024/12/10

事業所名
(屋号)：

所得の種類ごとに作成してください。

区 分	売 上 (収入)	経 費	所 得 (売上－経費)
2025年 1月分	500,000円	400,000円	100,000円
2025年 2月分	300,000円	600,000円	▲ 300,000円
2025年 3月分	400,000円	300,000円	100,000円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円
年 月分			0円

【上記「所得の種類」欄に以下の種類を記入
(所得の種類ごとに作成してください)

①事業所得、②不動産所得、
③利子所得、 ④配当所得、 ⑤業務に係る雑所得

【留意点】

※本様式は**所得の種類**ごとに作成が必要です。

※審査は所得（売上－経費）で行います。そのため、帳簿から転記した売上・経費が分かるよう帳簿の該当箇所に印を付けてください。

※帳簿を提出する場合は、家計急変者ごとに作成が必要です。

※専従者給与、役員報酬は給与所得になりますので帳簿の提出は不要です。

神奈川県知事

保護者等が2名いる場合は、必ず2名分の氏名を記載してください。

誓約書

保護者等①氏名 神奈川 育夫
(自署)

保護者等②氏名 神奈川 育子
(自署)

こちらは必ず✓をつけてください。

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

☒ この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の

健康保険証の「被保険者氏名」に記載されている保護者等の欄に✓してください。

被扶養者氏名	対象となる高校生等との続柄	(健康保険法等における扶養者)	
神奈川 学	本人	☒ 保護者等① ☐ 保護者等②	
神奈川 知子	姉	☒ 保護者等① ☐ 保護者等②	
神奈川 勉	兄	☒ 保護者等① ☐ 保護者等②	令和7年4月1日より扶養に加入
神奈川 育美	妹	☐ 保護者等① ☒ 保護者等②	令和7年4月15日出生
(神奈川 育子)	(母)	☒ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	
		☐ 保護者等① ☐ 保護者等②	

上記保護者等①又は②に記入した保護者がもう一方の保護者等の被扶養者になっている場合は、この被扶養者氏名欄にも記入してください。

令和7年1月1日以降に扶養状況に異動があった者は備考欄に記載してください。
(子の出生、退職による扶養親族の追加など)

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ高校生等本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【1】対象となる高校生等について の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、イに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。

イ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ウ 「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】保護者等の収入等の状況について の欄は、次によって記入してください。

ア (2)①～⑥又は(4)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、親権者全員が「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」に該当する場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(4)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【3】振込先口座 の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は原則として、申請者（保護者等）又は申請者以外の保護者等の口座としますが、対象となる高校生等の口座でも構いません。それ以外の口座の場合には、委任状（権限委譲用）が必要です。

【4】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容をよく読んで、申請書表面の一番上の必須に✓を記入してください。

添付書類

家計急変理由書(様式A)の裏面「3 提出書類一覧表」をご確認ください。

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。